

基礎研修・実践研修・更新研修のねらい

更新研修：**自己検証**（ふりかえり）
施策の最新の動向、自己検証、
スーパーバイズ

5年毎
サービス（児童発達支援）管理責任者
として継続

実践研修：**質の向上**（スキルアップ）
支援会議の運営、サービス（支援）提供職員への助言・指導、個別支援計画の
質の向上

5年
サービス（児童発達支援）管理責任者
として配置

基礎研修：**プロセス**（きっかけ作り）
アセスメント、個別支援計画の作成、
相談支援専門員との連携、多職種連携

3年
原案作成が可能

みなさんへの宿題

注意事項

事前課題の提出期限

本日8/29（金）～9/3（水）必着

〒961-8061

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5番地3

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

事業管理部 地域福祉課 宛

基礎研修の目的

- A. 障害福祉サービス等提供事業者等の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。
- B. サービス等利用計画等と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた『個別支援計画』の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。

基礎研修の目的

C. 『個別支援計画』作成・修正の能力を、演習等を通じて獲得するとともに、**多職種連携が個別支援計画作成に必須**であることを押さえる。

D. **各分野ごとの視点**についても講義で押さえる。

基礎研修の目的

E. 修了時の到達レベルはアセスメントからモニタリングまでの一連の**プロセス**を理解した上で、個別支援計画を作成・修正することができるレベルとする。

F. 修了後の役割像としては、各事業所内において**サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の指導の下**、実際に個別支援計画の作成・修正に携わることを想定。

基礎研修の目的

- ・ 基礎研修修了者は、基礎研修修了後2年間において個別支援計画作成の臨床を経た後に、実践研修を受けるものとする。
- ・ 制度的には、基礎研修修了者は事業所において個別支援計画の原案を作成することができるように構築する。

【講義1】

サービス提供の基本的な考え方

この講義のねらい

【ねらい】

サービス提供の基本的な考え方を理解し、利用者中心のサービス提供を実施する。

【内容】

利用者（本人）主体、自立（自律）支援、エンパワメント、I C Fの障害構造、権利擁護、合理的配慮、専門性、チームアプローチ、連携等について理解し、（個別）支援計画作成、（個別）支援実施において活用できること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

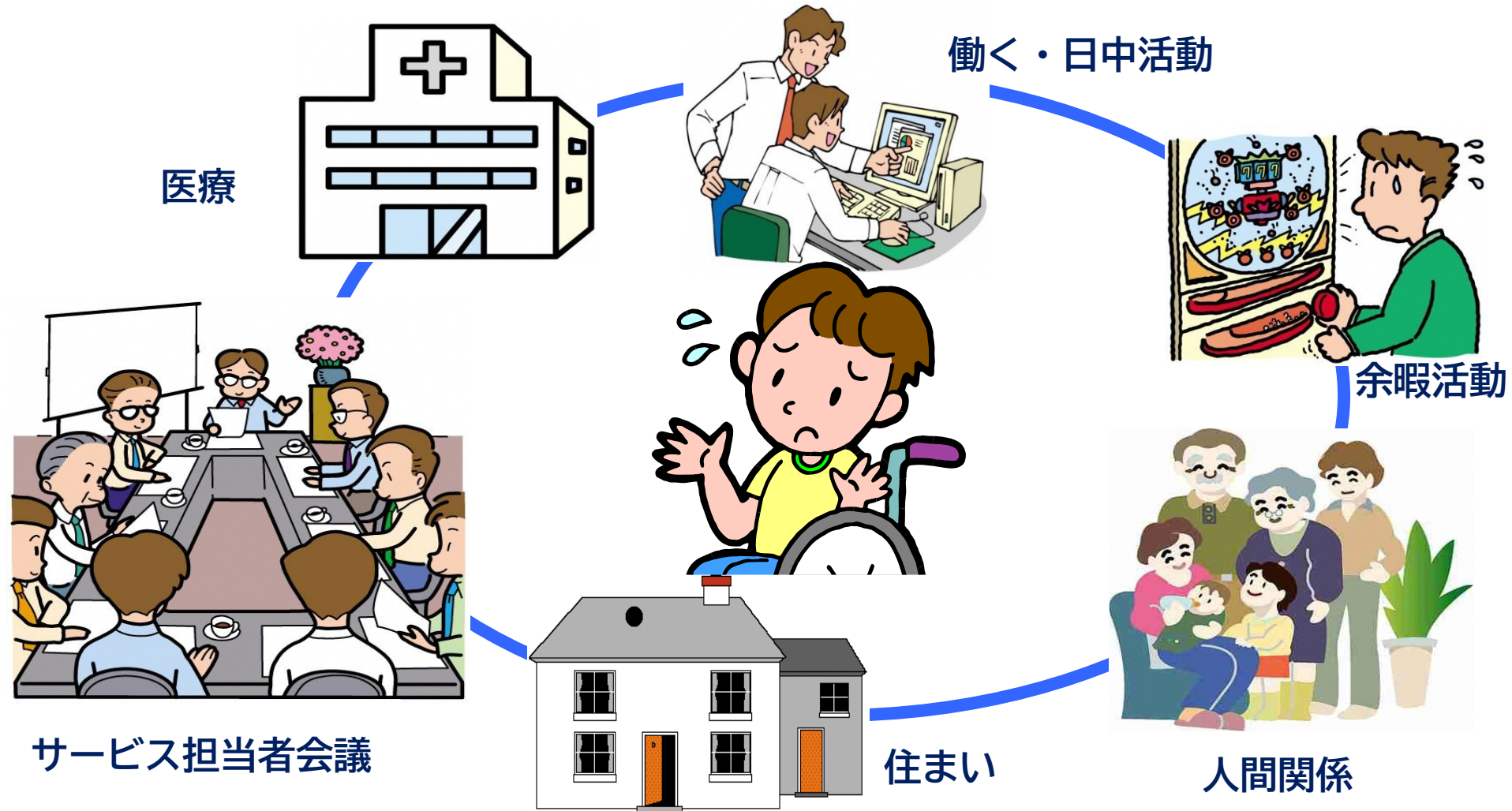
(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援**事業者の責務**)
障がい者総合支援法 第42条

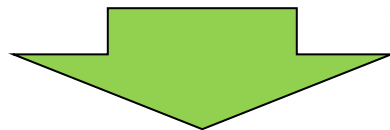
- 第四十二条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の**関係機関との緊密な連携を図りつつ**、障害福祉サービス又は相談支援を当該障害者等の**意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。**
 - 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービス又は相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービス又は相談支援の**質の向上に努めなければならない。**
 - 3 指定事業者等は、障害者等の**人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

障害者総合支援法のサービス提供 (地域生活モデル・本人中心の支援)



1. 利用者主体ということ

- 支援を必要とする人々は、種々のハンディによる困難を抱えているが、基本的には各種サービス等を主体的に利用し、自分の人生を切り開いていく人



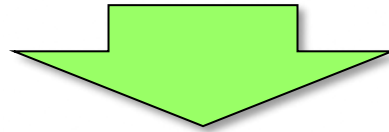
- 福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要

人生の主人公は
利用者本人



2. 利用者の自立（自律）ということ

- 福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要。



○福祉サービスの利用においても、自分の人生は自分で決めていくこと。

○すなわち、その人の自立あるいは自律を尊重していくことが重要。

自己決定の尊重・
意思決定の支援



自立生活運動(I.L)の自立理念

朝起きて、着替えをして食事が終わるのに2時間かかってしまい、出かけることができない人より、15分で着替えさせてもらい、食事を介助してもらって、仕事に行く人の方が自立している。

私たちが考える自立（生活）とは・・・（JIL）

私たちが考える自立（生活）とは・・・1人の人間として、その存在を認められることです。

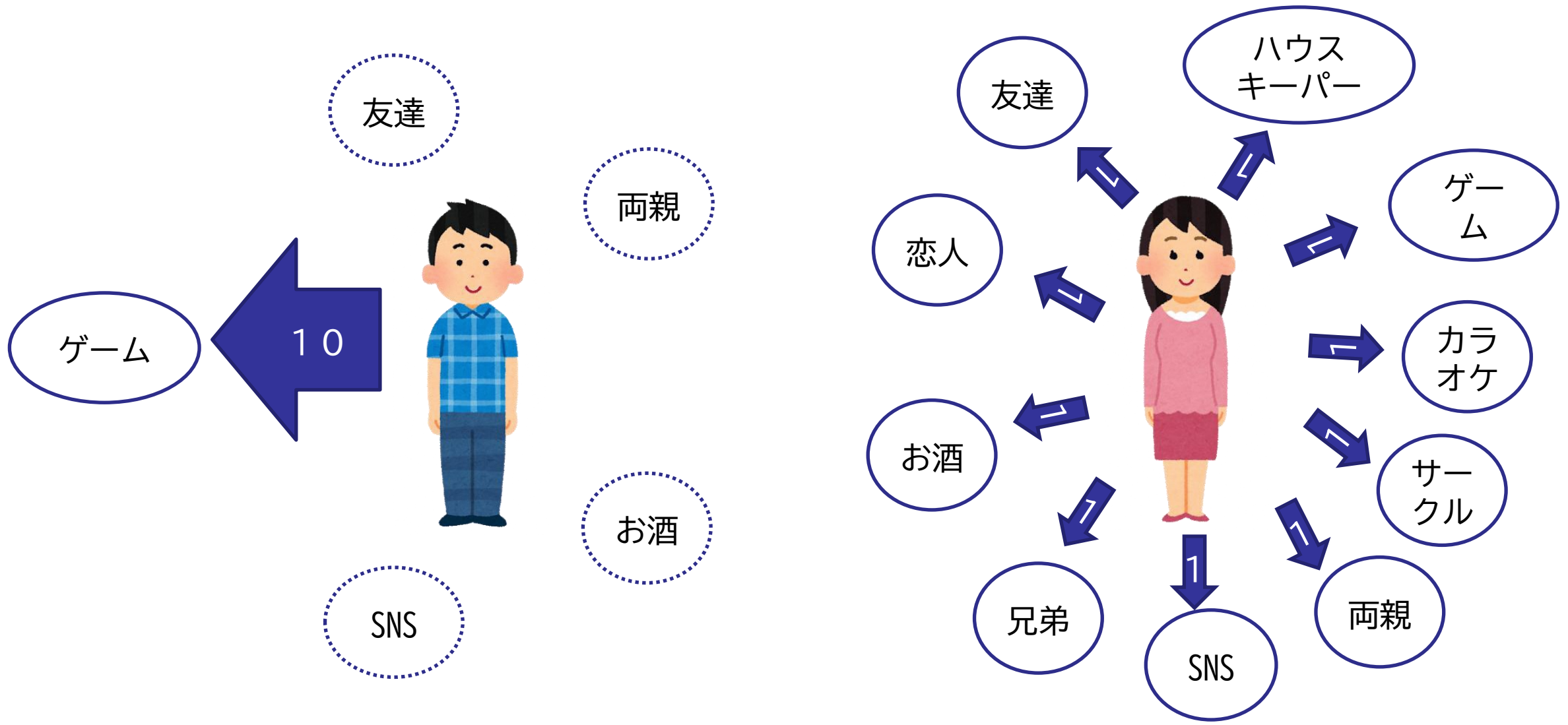
それは、ばかにされたり、いないものとして扱われるのでもなければ、守るべき者やヒーローとされることでもありません。自分の人生においてあらゆる事柄を選択し、自分の人生をじぶんなりに生きていくことです。

自立生活とは、どんなに重度の障害があっても、その人生において自ら決定することを最大限尊重されることです。選択をするためには選択肢の良い点・悪い点を知らされ、あるていど経験も必要です。一部を選択したり全てを選択しないという選択もあります。

自立生活とは、危険を冒す権利と決定したことに責任を負える人生の主体者であることを周りの人たちが認めること。また、哀れみではなく福祉サービスの雇用者・消費者として援助を受けて生きていく権利を認めていくことです。

基本的には、施設や親の庇護の元での生活という不自由な形ではなく、ごく当たり前のことが当たり前にでき、その人が望む場所で、望むサービスを受け、普通の人生を暮らしていくことです。

頼れる先を広げるということ



3. エンパワメントということ

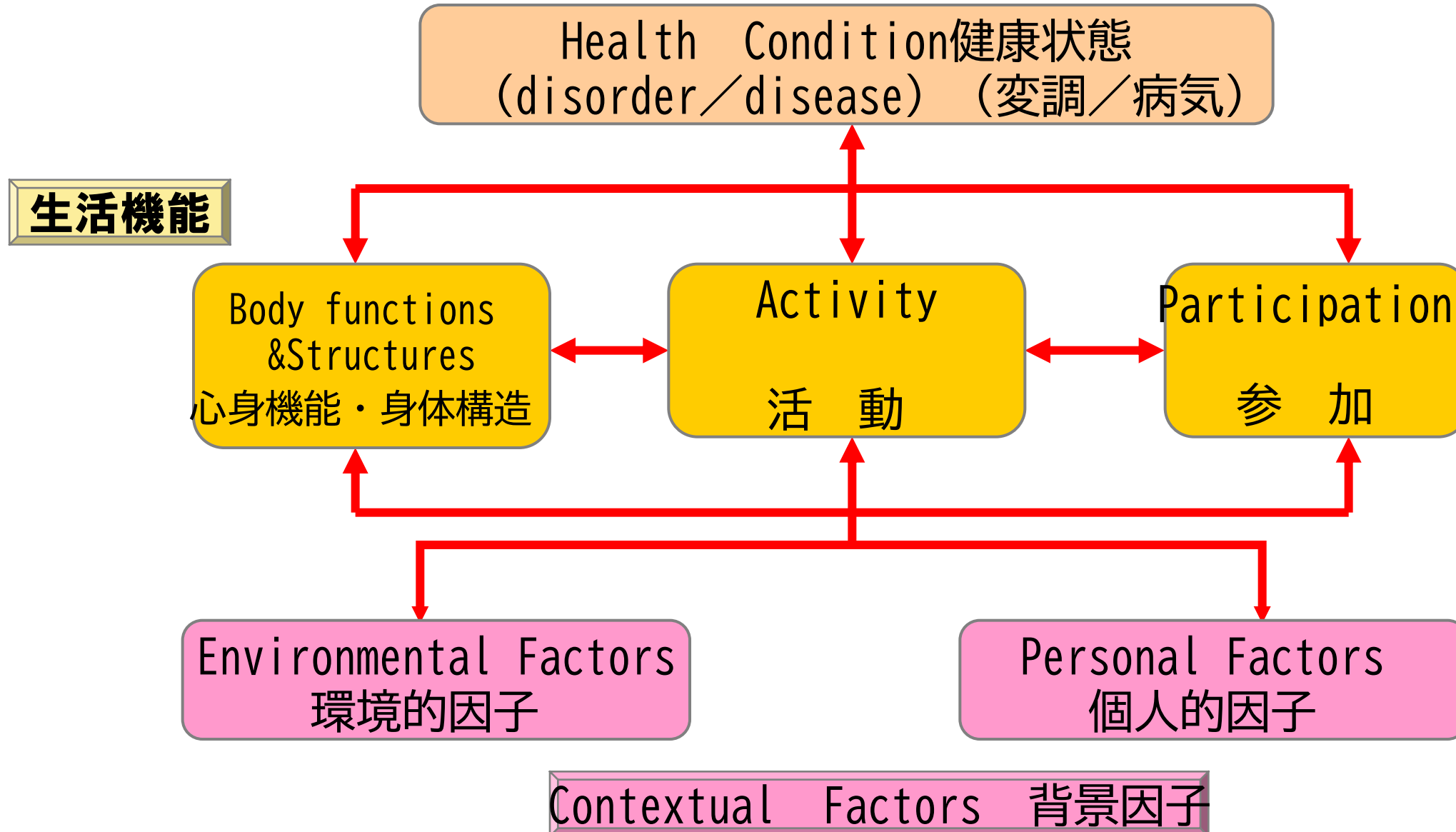
- それまでの人的・社会的環境によって、主体的に自らの力を発揮することが困難な状態、すなわちパワレス（力を失った）な状況がある。



- それぞれの強み（ストレングス：strength）に働きかけて、本来持っている能力を十分に発揮できるような支援に心がける。
- 取り巻く環境の改善を行ったり、エンパワメントしていく過程で環境の改善につながったりしていきます。

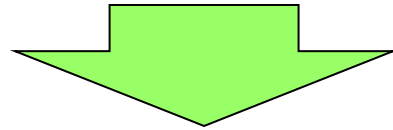


4. ICF 国際障害分類の障害構造



5. 権利擁護（アドボカシー）ということ

- ・ 虐待防止など障害者の人権を擁護していくこと
- ・ 自ら権利を擁護していくことに困難を抱える障害者の権利を代弁していくこと



権利擁護（アドボカシー）の考え方を、個別支援計画の中に具体的に入れていくことが重要となる。

（自己決定及び意思決定支援と関連する。）



意思決定支援

我が国の障害者福祉制度改革の流れから、2007年9月に**障害者権利条約**署名（存在の認知）から2014年2月の同条約批准（国際的な仲間入りと障害者の施作水準を向上させる）に際して、様々な法制度が整備されました。具体的には・・・

2011年～**障害者基本法の改正**、虐待防止法の制定

2012年～障害者総合支援法の制定

2013年～差別解消法の制定



障害者基本法の改正で「**意思決定支援**」が条文化されて、現在に至っている。

障害者権利条約～2006年に国連で採択された国際条約で、障がいのある人を「ひとりの人間」、「権利の主体」と捉え、生活の様々な場面において障がいのある人の人権の尊重を批准国に求めるもの

意思を決定する支援

どんなに重度の障がいのある方でも、必ず「意思」や「思い」、「気持ち」があり、自分で決めることができる可能性があるという前提。

意思決定支援の流れ

意思形成支援



意思表出支援



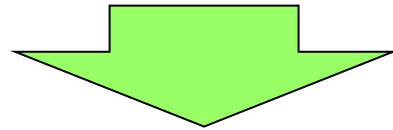
意思決定支援

- ・ 人の環境は整っているか
- ・ 様々な経験を積む機会はあるか
- ・ 様々な情報提供はされているか
- ・ 幼少期から年齢に応じて選ぶ機会が提供されているか

- ・ 本人が自らの意思を表出・表現できるように具体的に支援されているか
- ・ 表出されている意思に気づく支援者であるか

6. 合理的配慮ということ

- ・ 社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を提供していくこと。



- ・ 個々の合理的配慮は、個別性が高いため、サービス提供における個別支援計画の作成・実施のなかで実現していく。



障害者権利条約 第2条

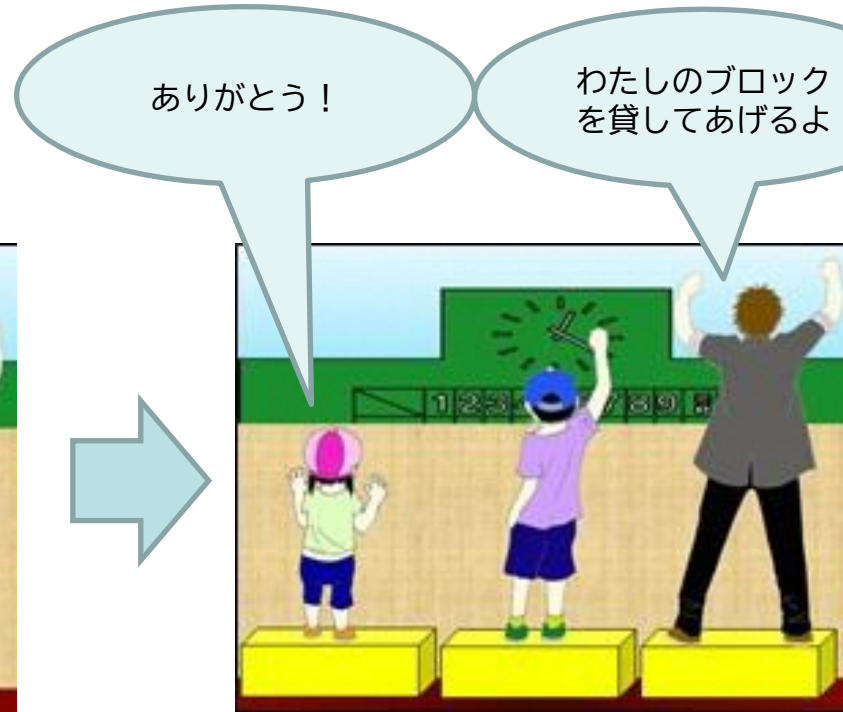
「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

引用：外務省 「障害者権利条約」

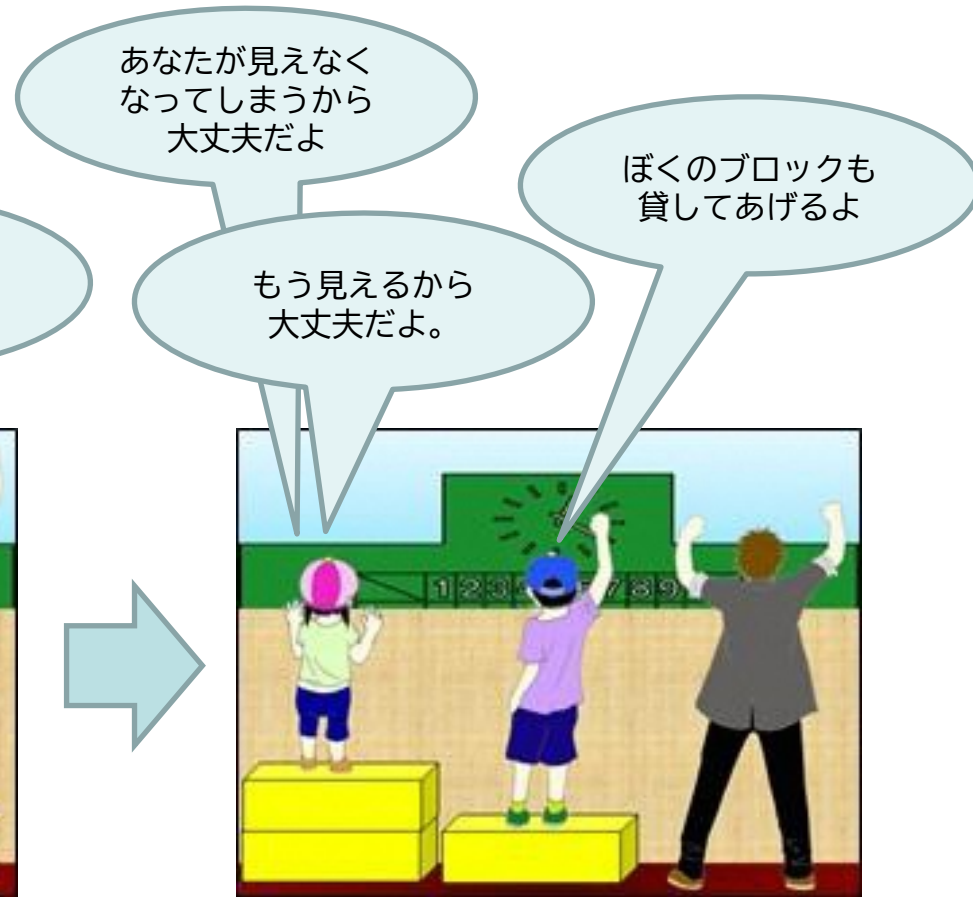
基礎的環境整備 + そのプロセス



野球観戦をしている人がいます。見えない人もいます。



この球場には配慮があり、一人ずつ台に乗りましたが、まだ見えない人がいます。



ブロックの置き方を変え、みんなが見えるようにしました。

合理的配慮と考えられる例 (厚生労働省・福祉事業者向けガイドライン H27)

事業者は、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、次のような合理的配慮を提供することが求められています。合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、年齢、状態等に十分に配慮することが必要です。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これに限られるものではありません。また、事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。 **なお、合理的配慮の提供に当たっては、個別の支援計画（サービス等利用計画、ケアプラン等）に位置付けるなどの取組も望まれます。**

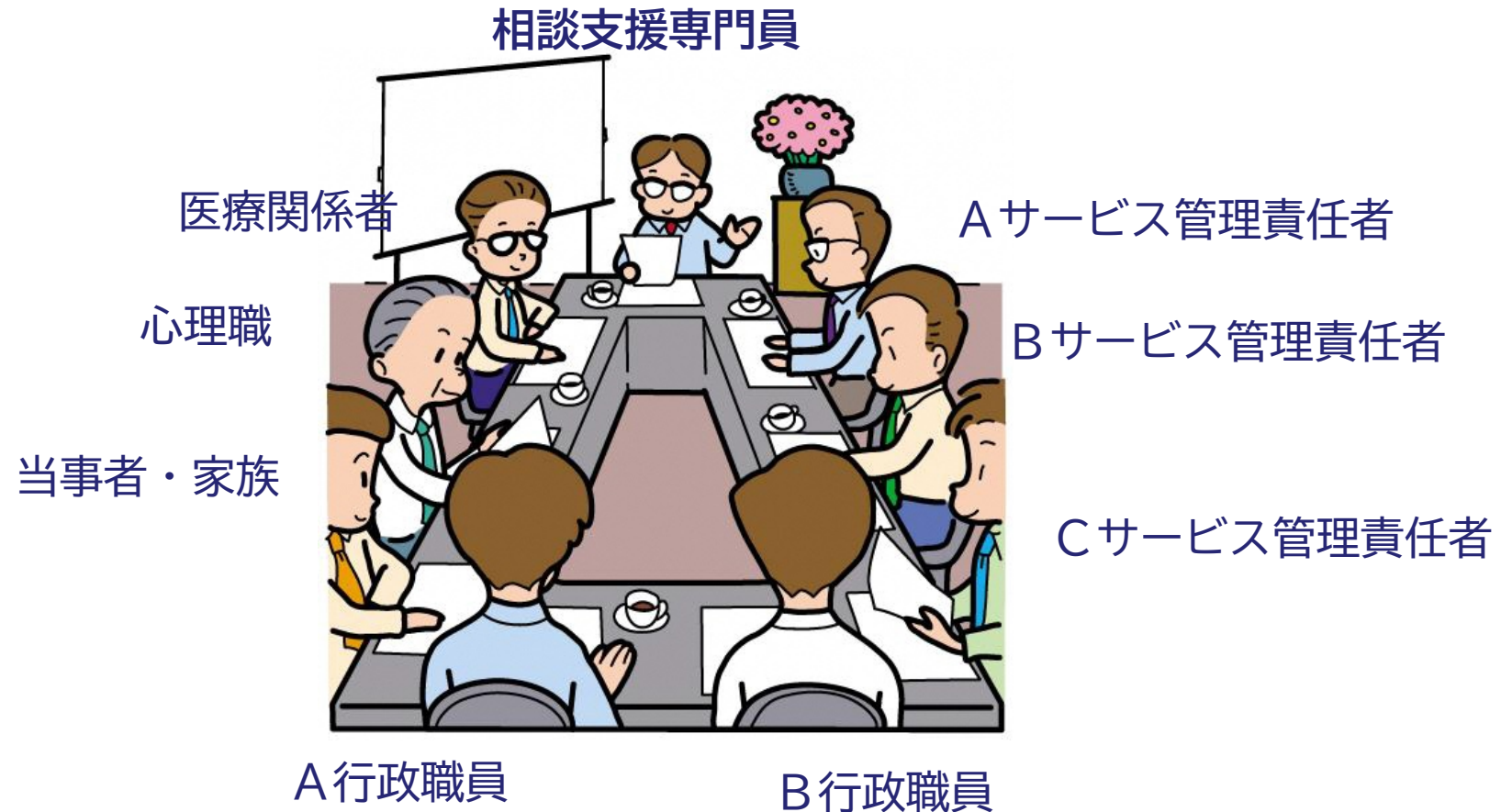
7. チームアプローチということ

情報を共有し合い、一緒に、同じ目的に向かって支援を探ることを通してチームワークが生まれる（サービス担当者会議の場等を活用）

→ 同じ方向を見る関係



チームアプローチということ (地域のサービス担当者会議で)



チームアプローチということ (事業所内で支援会議)

サービス管理責任者



サービス管理責任者の立位置



サービス担当者会議

サービス担当者会議
や事業所内の支援会
議を活用しながらサ
ビ管の様々な役割を
果たしていきたいわ

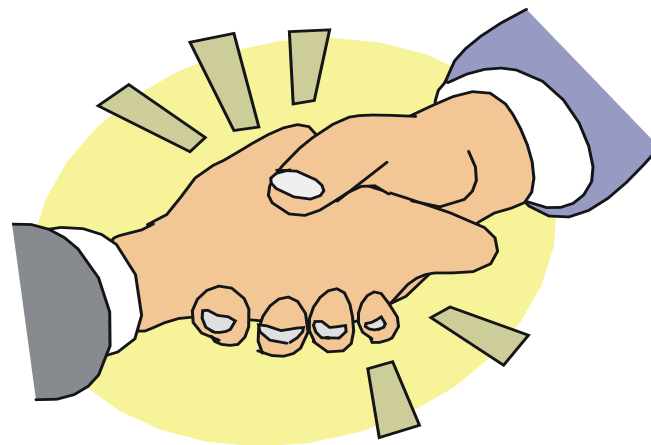


支援会議

8. 連携ということ

施設や事業所内でのサービスだけでは利用者のすべてのニーズには応えられていないことの限界を見極め、施設外の事業者や関係機関との連携に踏み出す。

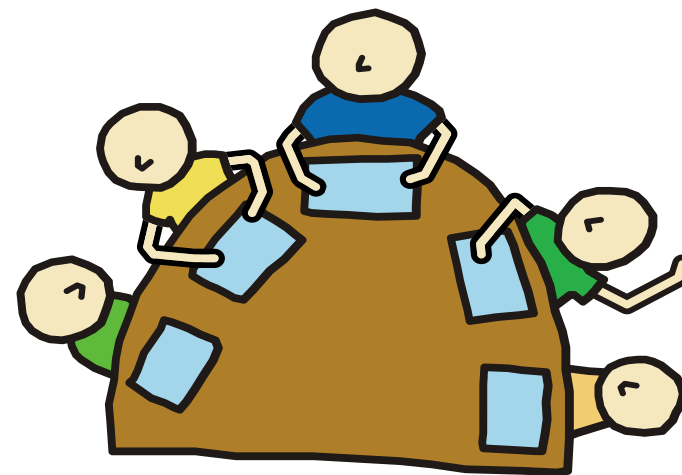
→ ネットワークを構築



個別支援計画は連携ツール

連携していくためには、共通言語としての個別支援計画が必要であること、それを関係者が一緒に作っていくことを認識する

→ツールを使いこなす

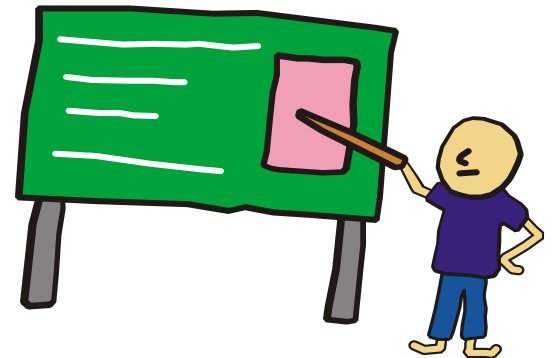


9. 専門性を高めるということ

施設外のさまざまな関係機関と連携して支援するために、対等な立場で協働していくことは、多分野協働（interdisciplinary）とよばれるが、その基盤となる専門性が必要となる。

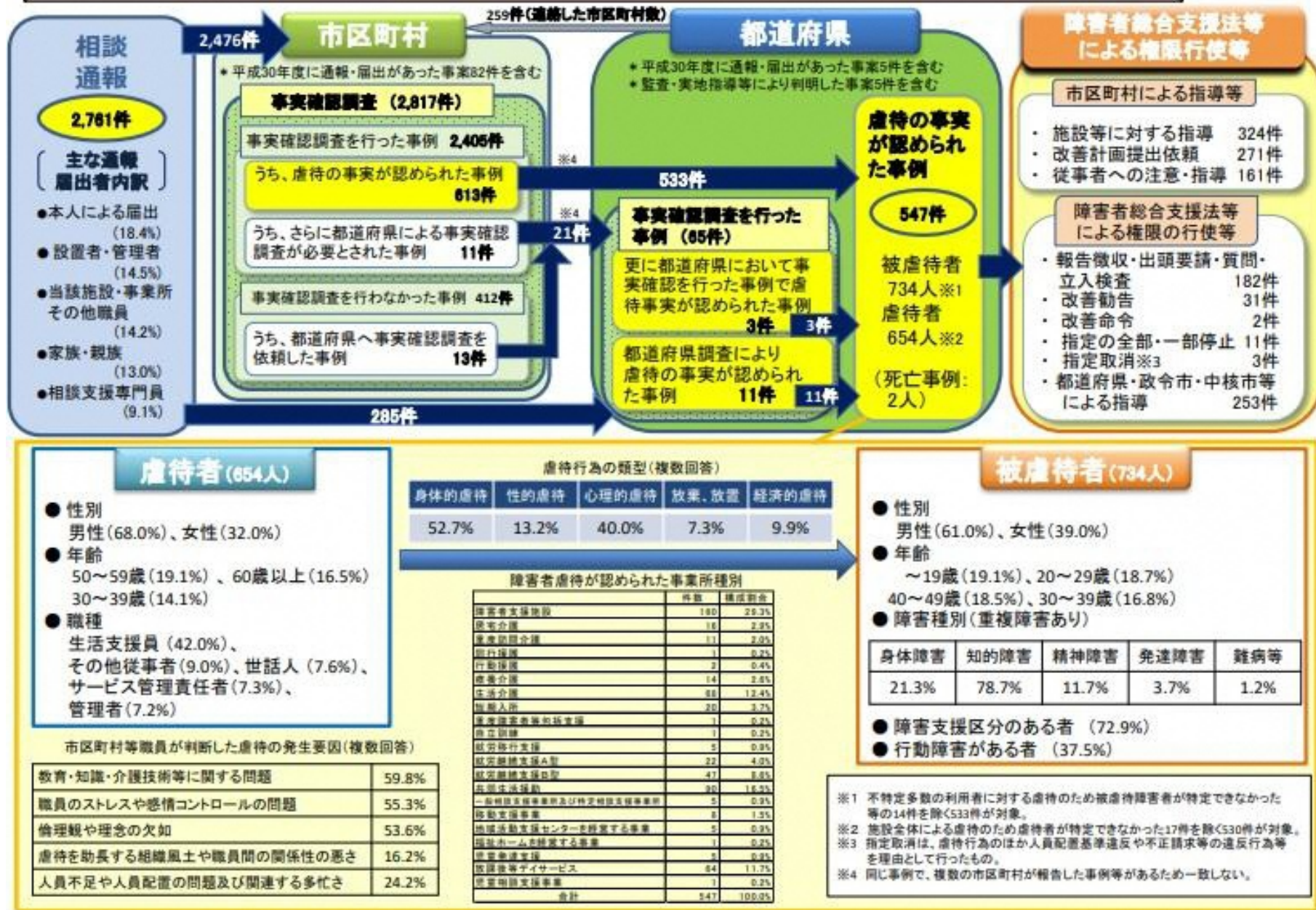
→ **普段からの研鑽**

医療機関と連携する機会が多くなる
医学的な知識、リハビリに関する知識等が必要



令和元年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

参考資料4

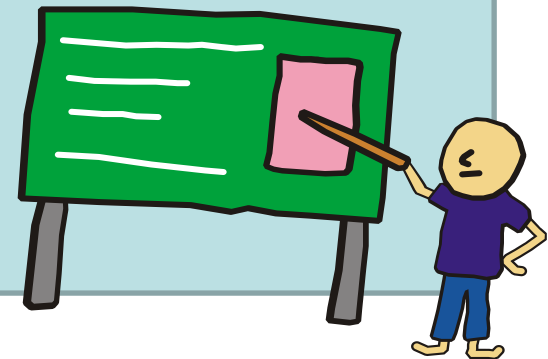


出典:厚労省HP 令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

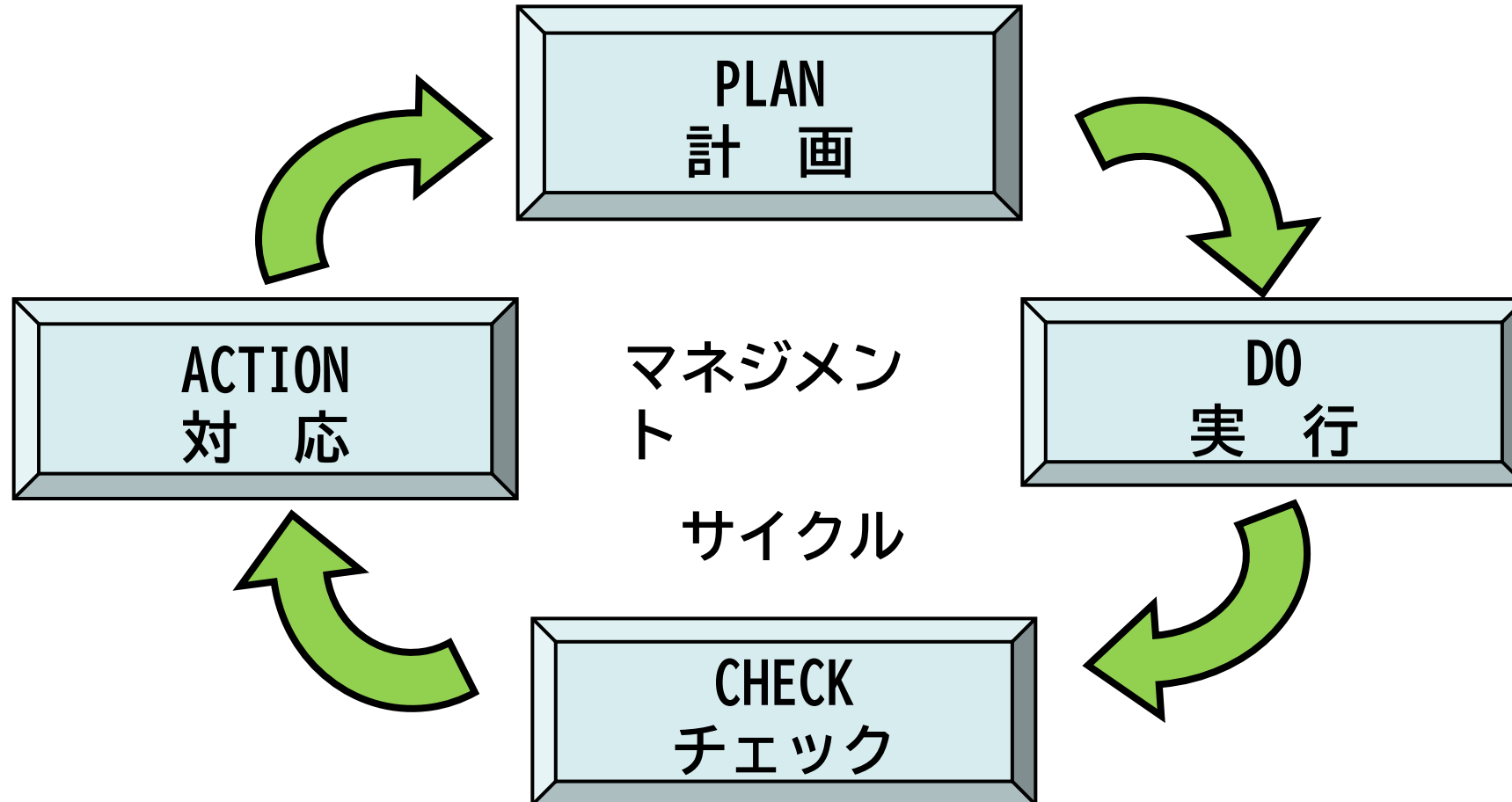
10. 個別支援計画の作成と実施に 基本的な考え方の要素が常に含まれていること

利用者（本人）主体、自立（自律）支援、エンパワメント、I C Fの障害構造、権利擁護、合理的配慮、専門性、チームアプローチ、連携等の様々な要素がしっかり押さえられ、含まれた個別支援計画が作成され、実践に結びつけて行くことが重要。

振り返りやスーパービジョンの視点でもある。



個別支援計画による支援 (PDCAサイクル)



基礎研修・実践研修・更新研修のねらい

更新研修：**自己検証**（ふりかえり）
施策の最新の動向、自己検証、
スーパーバイズ

5年毎
サービス（児童発
達支援）管理責任者
として継続

実践研修：**質の向上**（スキルアップ）
支援会議の運営、サービス（支援）提
供職員への助言・指導、個別支援計画の
質の向上

5年
サービス（児童発
達支援）管理責任者
として配置

基礎研修：**プロセス**（きっかけ作り）
アセスメント、個別支援計画の作成、
相談支援専門員との連携、多職種連携

3年
原案作成が可能

ご清聴
ありがとうございました

